

**改正**

平成19年3月22日条例第23号

平成21年12月14日条例第41号

平成21年12月14日条例第42号

平成24年12月13日条例第41号

平成25年12月12日条例第36号

平成27年3月20日条例第24号

平成31年3月25日条例第5号

令和元年10月1日条例第19号

令和6年3月22日条例第19号

伊達市給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第12条）

第3章 給水（第13条—第22条）

第4章 料金及び手数料（第23条—第33条）

第5章 管理（第34条—第40条）

第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）

第7章 補則（第43条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この条例は、伊達市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

**第2条** 伊達市水道事業の給水区域は、別表第1の区域とする。

（給水装置の定義）

**第3条** この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水

管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

**第4条** 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯(戸)又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯(戸)又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

**第5条** 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、市長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

3 第2条に定める給水区域であっても、配水管を布設していない箇所又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、市長は給水装置工事の申込みを保留することができる。

(開発等の事前協議)

**第6条** 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、市長の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(新設等の費用負担)

**第7条** 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

**第8条** 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。この場合において、配水管又は給水管から分岐する工事で立会いを必要とする場合は、市長の指定する市職員の立会いを受けなければならない。

3 第1項の規定により工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 工事の施行に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。  
(給水管及び給水用具の指定)

**第9条** 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

**第10条** 市長が、施行する給水装置の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

**第11条** 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

**第12条** 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

- 2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

### 第3章 給水

(給水の原則)

**第13条** 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

**第14条** 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第15条** 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

**第16条** 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

- 2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

**第17条** 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、市長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更させることができる。

(メーターの貸与)

**第18条** メーターは、市長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。

- 2 前項の水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

**第19条** 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用を止めるとき。
  - (2) 用途又はメーターの口径（以下「口径」という。）を変更するとき。
  - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
  - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
  - (3) 消防用として水道を使用したとき。
  - (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の利用)

**第20条** 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

**第21条** 水道利用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の規定による届出がなくても、市長は修繕その他必要と認めたときは処置することができる。
- 4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。
- 5 水道利用者等は、その家族、同居人、使用人その他従業員等の行為についても、この条例に定

める責任を負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

**第22条** 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

**第23条** 水道料金（以下「料金」という。）は水道使用者等から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

**第24条** 料金（消費税相当額を含む。）は、別表第2のとおりとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数額を切り捨てるものとする。

2 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は次のとおりとする。

(1) その使用日数が15日以下のときは、基本料金の1箇月分の2分の1の額及び従量料金

(2) その使用日数が15日を超えたときは、基本料金の1箇月分の額及び従量料金

3 月の中途において口径に変更があったときは、その使用日数の多い口径の額を適用するものとする。

(料金の算定)

**第25条** 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日（以下「定例日」という。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

**第26条** 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定することができる。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

**第27条** 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(無届使用に対する認定)

**第28条** 所定の届出をしないで水道を使用をした者の使用を開始した日については、市長が認定する。

(料金の徴収方法)

**第29条** 料金は、納入通知書、集金又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

**第30条** 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。

(1) 給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 1万円

(2) 給水装置工事事業者指定更新手数料

1件につき 1万円

(3) 設計審査手数料

1件につき 2,000円

(4) 工事検査手数料

1件につき 2,000円

(5) 分岐立会手数料

不断水工法	1件につき 3,000円
断水工法	1件につき 6,000円

ただし、休日、勤務時間外立会いの割増は1.25倍、深夜立会いの割増は1.50倍とする。

(加入金)

**第31条** 加入金(消費税相当額を含む。)は、別表第3に定める額とし、給水装置の新設又は改造(口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から給水工事の申込みの際に徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。

2 既納の加入金は、還付しない。

(料金等の軽減又は免除)

**第32条** 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなけれ

ばならない料金、手数料、加入金その他の費用を軽減又は免除することができる。

(督促及び延滞金の徴収)

**第33条** 市長は、料金、使用料、手数料及びその他の費用（以下「料金等」という。）を納期限までに納入しない者があるときは、期限を指定して督促状を発行して督促する。この場合においては、延滞金を徴収することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

**第34条** 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適切な指示をすることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第35条** 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がこの基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

**第36条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 第10条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金、第30条の手数料、その他この条例の規定により納付すべき金額を指定期限内に納付しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第25条の使用水量の計量、又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

**第37条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、

給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(給水装置操作の禁止)

**第38条** メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、市職員又は指示された者以外、これを操作してはならない。

(過料)

**第39条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第17条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第34条の検査、又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金、第30条の手数料又は第31条の加入金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

**第40条** 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(市の責務)

**第41条** 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

**第42条** 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

(委任)

**第43条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の伊達町水道条例（平成9年伊達町条例第21号）、梁川町水道条例（平成9年梁川町条例第37号）、保原町給水条例（平成9年保原町条例第38号）又は霊山町水道条例（昭和37年霊山町条例第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に申し込まれた給水装置の新設及び改造に係る加入金については、なお従前の例による。
- 4 第24条の規定は、施行日以後の使用に係る料金から適用し、施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年3月22日条例第23号）

### 改正

平成21年12月14日条例第42号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、改正後の第24条の規定は、平成19年7月1日以後に確定した使用水量に基づき算定される料金から適用する。
- (経過措置)
- 2 伊達給水区域における平成19年7月分から平成25年3月分までの料金の算定については、第24条中「別表第2」とあるのは、「附則別表第1」とする。
- 3 梁川給水区域における平成19年7月分から平成25年3月分までの料金の算定については、第24条中「別表第2」とあるのは、「附則別表第2」とする。

4 霊山給水区域における平成19年7月分から平成25年3月分までの料金の算定については、第24条中「別表第2」とあるのは、「附則別表第3」とする。

**附則別表第1**（附則第2項関係）

1 基本料金（1箇月につき）

（単位：円）

口径	期間 平成19年7月分から平成22年3月分 まで	平成22年4月分から平成25年3月分 まで
13mm	1,181.25	1,260.00
20mm	2,415.00	2,415.00
25mm	3,570.00	3,570.00
30mm	5,250.00	5,250.00
40mm	9,240.00	9,240.00
50mm	15,120.00	15,120.00
75mm	34,125.00	34,125.00
100mm	63,000.00	63,000.00
150mm	109,856.25	137,320.05

2 従量料金（1箇月につき）

（単位：円）

使用水量	期間 平成19年7月分から平成22年3月分 まで（1m <sup>3</sup> につき）	平成22年4月分から平成25年3月分 まで（1m <sup>3</sup> につき）
1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	78.75	113.40
11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	143.85	173.25
21m <sup>3</sup> から30m <sup>3</sup> まで	143.85	189.00
31m <sup>3</sup> 以上	183.75	224.70

**附則別表第2**（附則第3項関係）

1 基本料金（1箇月につき）

（単位：円）

口径	期間 平成19年7月分から平成22年3月分 まで	平成22年4月分から平成25年3月分 まで
----	--------------------------------	--------------------------

13mm	1,260.00	1,260.00
20mm	2,163.00	2,373.00
25mm	2,173.50	2,383.50
30mm	2,257.50	3,496.50
40mm	3,076.50	6,163.50
50mm	5,040.00	10,080.00
75mm	11,371.50	22,753.50
100mm	21,000.00	42,000.00
150mm	48,048.00	96,106.50

## 2 従量料金（1箇月につき）

（単位：円）

使用水量	口径	平成19年7月分から平成22年3月分 まで（1m <sup>3</sup> につき）			平成22年4月分から平成25年3月分 まで（1m <sup>3</sup> につき）		
		口径13mm	口径20mm	口径25mm以 上	口径13mm	口径20mm	口径25mm以 上
1m <sup>3</sup> から5m <sup>3</sup> まで		178.50	30.45	178.50	173.25	78.75	173.25
6m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで		52.50	30.45	178.50	173.25	78.75	173.25
11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで		241.50	276.15	178.50	173.25	271.95	173.25
21m <sup>3</sup> 以上		262.50	262.50	262.50	257.25	257.25	257.25

## 附則別表第3（附則第4項関係）

### 1 基本料金（1箇月につき）

（単位：円）

口径	期間	平成19年7月分から平成22年3月分 まで	平成22年4月分から平成25年3月分 まで
13mm		1,260.00	1,260.00
20mm		2,415.00	2,415.00
25mm		2,467.50	2,467.50
30mm		2,520.00	3,496.50
40mm		3,076.50	6,163.50

50mm	5,040.00	10,080.00
75mm	11,371.50	22,753.50
100mm	21,000.00	42,000.00
150mm	48,048.00	96,106.50

2 従量料金（1箇月につき）

（単位：円）

使用水量	口径	平成19年7月分から平成22年3月分 まで（1m <sup>3</sup> につき）			平成22年4月分から平成25年3月分 まで（1m <sup>3</sup> につき）		
		口径13mm	口径20mm	口径25mm以 上	口径13mm	口径20mm	口径25mm以 上
1m <sup>3</sup> から5m <sup>3</sup> まで		178.50	59.85	178.50	173.25	129.15	173.25
6m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで		147.00	59.85	178.50	173.25	129.15	173.25
11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで		194.25	297.15	178.50	173.25	217.35	173.25
21m <sup>3</sup> 以上		262.50	262.50	262.50	257.25	257.25	257.25

附 則（平成21年12月14日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊達市給水条例の規定は、平成22年4月1日以後に確定する使用水量に基づき算定される料金から適用し、同日前に確定した使用水量に基づき算定される料金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月14日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊達市給水条例の一部を改正する条例の規定は、平成22年4月1日以後に確定する使用水量に基づき算定される料金から適用し、同日前に確定した使用水量に基づき算定される料金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月13日条例第41号抄）

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月12日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊達市給水条例別表第2の規定は、平成26年5月1日以後に確定する料金から適用し、同日前に確定した料金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成27年3月20日条例第24号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成31年3月25日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(施行期日)

2 この条例による改正後の伊達市給水条例別表第2の規定は、平成31年11月1日以後に確定する料金から適用し、同日前に確定した料金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年10月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和6年3月22日条例第19号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1保原の部伊達市保原町の項の改正規定は、公布の日から施行する。

**別表第1** (第2条関係)

地区	住所区分1	住所区分2
伊達	伊達市	川原町、諏訪西、諏訪前、一本松、上川原、堰下、堰上、前田、雷田、志和田前、神明前、菅田、寺前、新町、田町、屋敷間、下志和田、中志和田、上志和田、姥石、中道、久根妻、南堀、本町、館ノ内、根岸、扇田、江向、鶴巻、干供田、杳形、北後、片町、馬場口、沢田、細谷、柏木町、野崎、根田、長町、高田、六角、籠田、柳内、上台、瀬戸場、鶴

		田、堂ノ内、堀切端、日照、一本木、原島、岡沼、北畑、下川原、岡前、前川原、向川原、中畑、広前、右城、長岡、宮前、梨子木町、水抜、川原田、雪車町、坂ノ上、塚畑、一本杉、荒町、鍛冶屋川、坂ノ下、姥ヶ懐、姥川、長川原、諏訪野一丁目、諏訪野二丁目、諏訪野三丁目
	伊達市箱崎	全域
	伊達市伏黒	全域
梁川	伊達市梁川町	やながわ工業団地、陽光台、希望ヶ丘、青葉町、桜町、広瀬町、幸町 字西土橋、字東土橋、字伝樋、字大館、字上割田、字五反田、字石井戸、字舟橋、字大門道、字南筒下、字老丁田、字四石蒔、字田町、字栄町、字本町、字中町、字八筋、字御八郎、字白川田、字小梁川、字北本町、字南本町、字古町、字中久保、字四日市、字丹波塚、字上川原、字山城館、字下川原、字右城町、字大町一丁目、字町裏、字大町二丁目、字東塩野川、字西塩野川、字大清水、字元舟場、字南町谷川、字北町谷川、字上町、字天神町、字天神前、字赤五輪、字南町頭、字北町頭、字筒下、字北新井、字北向、字清水町、字元陣内、字桜岳、字内町、字鶴ヶ岡、字菖蒲沢、字茶臼山、字里見山、字羽山、字愛宕前、字愛宕沢、字上足駄木、字足駄木、字内山、字足駄木前、字南中峰、字北中峰
	伊達市梁川町栗野	字中塚原、字水除、字矢矧伝、字栗木内、字前塚原、字大治郎内、字八重穂内、字広内、字堀切、字前、字後塚原、字沼頭、字中通、字太宰、字作田、字堂内、字北ノ内、字鞆戸、字沼尻、字高川原、字中島
	伊達市梁川町二野袋	字金谷、字丸沼、字五反田、字本丁、字志津、字島ノ内、字大正、字東辻、字古内、字外ノ木内、字庭渡、字行堂、字上通、字昭和、字梅木内、字八光田、字細尾内、字桑木野、字牡丹原、字古愛宕、字春駒、字駒込、字西島、字後田、字杉内
	伊達市梁川町向川原	字野境、字土手内、字土手下、字蟹沼、字大割、字丹原、字沼端、字新田、字浦間
	伊達市梁川町柳田	全域
	伊達市梁川町大	字沢口、字二羽渡、字上原、字久保、字清水、字寺脇、字山ノ口、字上

関	ノ台、字笠石、字石丸、字形滋、字上用田原、字中島、字金水、字北原、字長町、字安良田、字山ノ神、字狐穴、字塩田、字熊野脇、字中ノ内、字愛宕後、字鹿子、字乙小姓森、字砂田、字広畑、字後露内、字山田、字東木田、字土平、字原、字間野、字台、字葉柴堰、字下ノ内、字甲中沢、字松平、字山王下、字清水沢、字宝木沢、字里クキ、字山ノ口入、字笠石前、字鹿ノ下、字棚塚、字鑿通上、字鹿子後、字中沢前、字鷹ノ巢、字前山、字善坊新田、字薬師前、字山田入、字下兎待、字離森、字柴平、字大平新田、字西野、字北野、字日向、字石蔵山、字足駄木前、字東中沢、字中江、字西大門、字田中、字西裏、字東裏、字杉、字孫老内、字下間野、字上間野、字鎌研、字足駄木、字向山、字愛宕前、字用田原、字大門、字中沢、字上原前、字東大門、字中沢後、字二羽渡前、字中山田、字南間野、字菖蒲沢
伊達市梁川町新田	字藤橋、字小松林、字大正寺、字東前、字台、字八幡原、字鈴竹、字的場、字町通、字屋敷通、字町東、字堤下、字三升蒔、字宮崎、字大筒脇、字神子田、字南荒野、字坂脇、字牛堀田、字愛宕下、字北荒野、字荒野前、字愛宕山、字赤石、字寺山
伊達市梁川町細谷	字宮田、字原前、字宮下、字薬師前、字原、字花立、字石橋、字道林下、字後堤、字道林、字鉄子森、字馬下、字入ノ内、字三沢、字山屋敷、字浅間下、字北沢、字台、字新山、字斗海森、字雨堤、字浅間後、字北沢後、字鎌館、字入ノ内後、字檀子森、字薬師堂、字新山入、字三斗蒔、字大縄内、字薬師下、字江間、字江下、字大清水、字深沢の一部
伊達市梁川町白根	字境松、字荒田、字下屋敷、字釜名板、字与五郎沢、字柿木平、字石堂、字柏木、字稻場前、字梅久保、字打越、字芳ヶ作、字深久保、字栃倉、字馬場、字廻戸、字宮本、字北向、字中倉、字五斗五郎内、字鼬内、字小野作、字泰五郎内、字中屋敷、字七郎内、字長根、字飯出、字中ノ作、字大久保、字新田、字鍛冶内、字戸石、字雁田、字的場、字寺、字小室田、字去違、字赤柴、字一ノ坂、字畑ヶ中、字成山、字中ノ内、字高田、字前ノ作、字白井沢、字上ノ平、字白萱、字雁仏、字落合、字山岸、字木ノ田、字館、字古田、字柳沢、字中赤松、字細野、字中妻、字上中妻、

	字空窪、字薬師堂、字薬師下
伊達市梁川町山 舟生	字赤柴、字笠松、字桐木作、字葦ヶ入、字笑栗、字大小、字岡、字三道、 字小沢、字手水川、字膳並、字山窪、字境窪、字大木下、字八郎内、字 高橋、字左リ内、字日影、字勝木、字内越、字向ノ入、字越田、字清水、 字上板木、字下板木、字相野作、字坊、字久根内、字雁治平、字蜂沢、 字清水元、字屏風作、字深田、字番屋前、字大下、字榑脇、字石角坊、 字浜井場、字東槻、字西林、字西林新田、字日面、字鍛冶屋場、字蓼沼、 字越戸、字上名場、字加老、字高倉、字中ノ内、字道ノ内、字甘蕨、字 高平、字和田、字小手内、字鹿野、字鹿野新田、字滝前、字七ツ釜、字 緩耕地、字八郎、字新田前、字新道之内、字林前、字坊前、字孫太郎、 字孫太郎内、字新相野作、字除石、字新蜂沢の一部
伊達市梁川町八 幡	字岩下、字取揚、字飯樋、字花糟、字糠森、字薬師下、字籠山、字赤滝、 字吹合、字疣石、字カロウト渚、字越口、字火明、字小山、字台後、字 台、字熊ノ塚、字下台、字台前、字山路屋敷、字星ノ宮、字前原、字南、 字堂庭、字宮下、字上並松、字下並松、字江越、字穴田、字宮後、字時 内、字東田、字小館、字後小館、字下原、字原、字向原、字新田、字中 清後、字愛宕沢、字清後前、字日向田、字清後尻、字清後、字化石、字 愛宕山、字桜朴、字穀沢入、字八反田、字塩ノ渚、字熊ノ平、字川東、 字南原、字中原、字沼下、字赤石前
伊達市梁川町舟 生	字桜朴、字大犬窪、字倉並、字沢向、字二ツ堂、字向小館、字小館、字 揚水、字竹ノ花、字川端、字馬坂、字沢口、字清水、字柏原、字下柏原、 字原田、字堂前、字前、字寺下、字原町、字松原、字上台、字坂下、字 町田、字川原田、字的下、字五反田、字台、字町裏、字樋ノ口、字山岸、 字川前、字南、字吹矢、字石田、字白山、字西、字中峯、字小菅、字沢 梨、字悪土、字上越、字守水、字大石、字大越、字山田、字桂野、字明 神前、字新田、字栗生、字寺ノ上、字不動入、字鈴ヶ窪、字桜朴入、字 桜朴山、字古清水山、字大犬山、字日向山、字下倉波山、字滝平山、字 千本松山、字寺ノ上山、字仁田場山、字向沢山、字沢梨山、字舟場山、 字柏原山、字上ノ台山、字倉波山、字桜朴沢、字大館、字清後台、字不

		動沢、字宮ノ前、字原前、字台原、字下田、字小舟、字中田、字前田
	伊達市梁川町五十沢	字青ヶ作、字赤柴、字荒屋敷、字一本松、字大林前、字岡崎、字岡崎前、字金付、字株木、字北屋敷、字熊ノ前、字越五十沢、字小坂、字小長作、字五合田、字五輪堂、字柴崎、字所方、字新地、字堰表、字滝沢、字館、字館ヶ森、字館前、字田中前、字堤頭、字寺前、字銅屋沢、字西高丸、字沼ノ平、字八森、字八郎、字羽山下、字保田柴、字堀ノ町、字松林、字三島前、字峯、字宮下、字割石、字堂ノ前、字宮田、字聖天前、字沼田、字土手下、字平治淵、字平石
	伊達市梁川町東大枝	字愛宕前、字愛宕山、字石仏、字姥懐、字姥懐前、字江丸内、字尾高松、字金谷、字上打越、字北町、字北林正寺、字五斗蒔、字里、字里後、字里前、字清水、字下打越、字下峯岸、字新地山田、字新田、字新田東、字神明、字住吉、字高原、字館、字田中、字滑沢、字西金谷、字西五反田、字西原、字東荒田、字東金谷、字東矢洗、字町裏、字南町、字南林正寺、字本館、字諸川内、字諸川内前、字八森、字雷神山、字一本松、字上峯岸、字山田、字坂下、字下山田、字清水前、字高原北、字新田前、字一条滝、字昭和、字町頭、字四反田、字袖振、字松木田、字東五反田、字西部、字上窪、字八幡内、字下窪、字西荒田、字林正寺、字井戸淵、字館洗、字寺前、字末山、字打越、字神明前、字下川原
保原	伊達市保原町	みずほ、高子岡 字一丁目、字二丁目、字三丁目、字四丁目、字五丁目、字六丁目、字七丁目、字八丁目、字九丁目、字十丁目、字十一丁目、字十二丁目、字千刈、字野崎、字下野崎、字市柳町、字前田町、字油谷地、字中村町、字磐前通、字内町、字鉄炮町、字赤橋、字宮下、字城ノ内、字元町、字元木、字古町、字栄町、字久保、字六万坊、字桑田、字上野崎、字早稲田、字京門、字八幡台、字村岡、字岡代、字大田、字太田中、字舟橋、字鳥内、字東野崎、字古川端、字東台後、字西ノ内、字台後、字東小蓋、字半道、字東猫川、字西猫川、字北河原、字豊田、字大和、字小蓋、字下河原、字将監、字実町、字弥生町、字旭町、字竹内町、字黄金町、字泉町、字西町、字柏町、字小幡町、字宮内町、字八幡町、字豊町、字中瀬

	町、字清水町
伊達市保原町中瀬	全域
伊達市保原町大泉	全域
伊達市保原町金原田	全域
伊達市保原町二井田	全域
伊達市保原町大立目	全域
伊達市保原町上保原	全域
伊達市保原町大柳	全域
伊達市保原町柱田	字高野、字根岸、字砂子下、字稲荷妻、字日向山、字平、字土橋、字上ノ寺、字中森、字前田、字挟田、字宮ノ内、字滝ノ沢、字越中平、字台、字兎山、字四ツ橋、字武士沢、字大沼下、字中屋敷、字金山、字長作、字愛宕山、字羽山、字鬼石、字柿ヶ作、字小割田、字宮後、字北向前、字西沢、字洞谷津、字大森、字田向、字芳沼入、字宮前、字東沢の一部、字東沢山の一部
伊達市保原町所沢	全域
伊達市保原町富沢	字荒五郎内、字川前、字下川原、字霊御前、字三斗蒔、字明夫内、字沼ノ上、字下ノ内、字日向、字大平、字上平、字磐城前、字松ヶ作、字柿ヶ作、字檀ノ入、字後藤内、字羽山、字折口、字下二ノ田、字姥ヶ作、字稲荷内、字館、字諏訪前、字大南、字藁沢、字台、字舟木、字諏訪森、字上二ノ田、字新我宜、字宮ノ脇、字諏訪、字細倉、字西田、字沼田、字明利作、字山諸内、字入の口、字熊の入、字新若林、字上羽山、字日

		<p>           向前、字若林の一部、字鼠入の一部、字雨乞の一部、字久前地の一部、            字我宜の一部、字遠藤坊の一部、字袖ヶ原の一部、字笹内の一部、字保            呂助の一部、字堂ノ入の一部、字中屋敷の一部、字上ノ台の一部、字赤            柴の一部、字小林の一部、字石名坂の一部、字向舟木の一部、字高畑の            一部、字下若林の一部、字中細田の一部、字大倉の一部、字積典の一部、            字梅ヶ作の一部、字沼ノ田の一部、字山口坂の一部、字黒森の一部、字            山岸の一部、字沼岸の一部、字砂欠の一部、字入山の一部、字田代の一            部、字下田代の一部、字水返の一部         </p>
	伊達市保原町高成田	<p>           字腰巡、字宮沢、字道ノ本、字竈石、字前田、字戸ノ内、字清水、字高            清水、字五斗蒔、字仁ノ田、字石橋、字館下、字的場、字谷地ノ入、字            西若林、字四合内、字加ノ田、字出羽、字道添、字作田、字千枚沢、字            小白内、字山田、字鬼ヶ入、字梅沢、字戸ノ内入、字高津山、字高谷地、            字出歩、字台、字場地木、字桐沢、字若林、字高青山、字大久保、字東            前田、字下前田、字上前田、字高入、字天乞山の一部、字仁ノ田上の一            部、字後山の一部、字葭坊の一部、字日明場の一部、字蛇沢の一部、字            弓内の一部         </p>
霊山	伊達市霊山町掛田	全域
	伊達市霊山町山野川	全域
	伊達市霊山町大石	<p>           字反町、字梨木町、字阿久津、字鳥居、字峯崎、字桂堂、字鳥居広道、            字出廣、字竹ノ下、字倉波、字倉波入、字三川屋敷、字西館、字西館前、            字宮脇、字三野輪、字近江屋敷、字院主、字落合、字稻荷内、字平、字            西ノ入、字森、字馬越、字台、字漆方、字松ヶ倉、字前、字高田、字箒            屋敷、字道場、字堂ノ下、字台子山、字滝ノ原、字後山、字向山、字向            川原、字峰崎上の一部、字小和清水の一部、字古屋館の一部、字桐ノ口            の一部、字藤本の一部、字段ノ平の一部、字前地の一部、字三明堂の一            部、字才戸の一部、字暮山上の一部         </p>
	伊達市霊山町泉	字川面、字下館、字上館、字赤田、字米田、字武ノ内、字方事、字松木

原	内、字仲ノ内、字法靈、字山岸、字新田、字其内、字境田、字大松の一部、字滝ノ沢の一部、字万五郎の一部
伊達市靈山町中川	全域
伊達市靈山町山戸田	全域
伊達市靈山町石田	字川原、字右代田、字明内、字谷田岸前、字岩崎前、字宮下、字下中瀬、字入部沢、字中瀬、字的場、字蓬田の一部、字中山の一部、字谷田岸の一部、字鹿ノ入の一部、字桜田の一部、字高田の一部、字中ノ戸の一部、字下岩崎の一部、字弥五郎の一部、字当保志の一部、字場家の一部、字天沢の一部、字岩崎の一部、字北畑の一部、字下屋敷の一部、字根古屋の一部、字神明前の一部、字赤坂の一部、字坊ノ内の一部、字薬師堂の一部、字政所の一部、字中屋敷の一部、字上馬館の一部
伊達市靈山町下小国	字夫婦清水、字夫婦清水入、字繕木、字東繕木、字行人田、字海間入、字畑尻、字道割堂、字西繕木、字東海間入、字広畑、字鑑石、字赤坊、字力持、字沖、字桜町、字福田、字荒屋敷、字清水、字上ノ台、字水境、字向田、字山岸、字生化屋敷、字稲場、字袖向、字袖田、字中島、字海呑、字海呑前、字作耕内、字作耕内前、字作耕内向、字江下、字西館、字館下、字馬場、字通表、字若宮、字須田、字小国屋敷、字台、字平、字田ノ入、字堂ノ前、字松ノ口、字沼下、字玄番、字宮田、字鍛冶屋、字山田の一部、字沼ヶ入の一部、字御渡の一部、字生化屋敷入の一部、字高屋敷の一部、字堀ノ内の一部、字沢川の一部、字海呑上の一部、字石隅の一部、字七曲りの一部、字星ノ宮入の一部、字鷹小屋の一部、字堂ノ入の一部、字宮の一部
伊達市靈山町上小国	字馬場、字竹ノ内、字大木、字駒場、字大東、字茶畑、字腰巻、字深沢、字宮内、字柿ノ内、字栗ノ口、字城戸ノ内、字杉ノ内、字底原、字我僧、字谷津、字水口、字上末坂、字新末坂、字原、字小林、字山下、字大平、字上北、字柏平、字谷沢、字猫内、字長稲場、字仲北、字仲ノ内、字山上、字松山、字末坂、字天井、字相原、字櫻形、字御代田入、字三保、

		字新田、字東堤、字廣平、字西堤の一部、字追分の一部、字瀨山の一部、字吉田の一部、字牛転の一部、字小釜の一部、字赤柴の一部、字南本作の一部、字本作の一部
月館	伊達市月館町月館	字細布、字宮向山、字新屋敷、字新屋敷山、字後作田山、字長畑山、字小作田、字西光地、字吉ヶ作、字大徳坊、字蟹ヶ入、字古屋ノ入、字手渡越戸、字宮下、字砂田、字五舛蒔、字石行、字町、字町畑、字殿ノ上、字天王山、字川越、字石行山、字石坊、字向山、字松橋川原、字館ノ腰、字梶内、字菅田、字酒呑ノ入、字出夫、字沢免、字稲場下、字坊畑、字川向、字館、字宮前、字上戸、字ウルシ坊、字鳥井田、字久保田、字関ノ下、字仲田、字田ノ入、字長畑、字上戸山、字館ノ山、字月見館山、字姥懐山、字古語老内、字倉ヶ入、字慶開田、字堂ノ入、字野竹内、字本山入、字鎌ヶ入、字長根山、字西ノ妻、字西館、字吉ヶ作山の一部、字五舛蒔山の一部、字出夫山の一部、字蟹ヶ入山の一部、字古谷ノ入山の一部
	伊達市月館町布川	字反田山、字堀切、字旋田、字小池田、字大館、字東犬飼、字西犬飼、字二反田、字漆坊、字七郎内、字深田、字狐石、字午房ヶ作、字萁ノ内、字中平、字反田、字吉ヶ作、字西原、字新屋敷、字中堀、字平地内、字向田、字寺向、字寺向山、字寺田、字大作田山、字大作田、字梅ヶ作、字高屋敷、字宮ノ前、字村石、字村石山、字三郎内、字館、字徳明、字三淀ヶ入、字高屋敷山、字竹ノ内、字二本木、字中ノ内、字高田、字若、字御前堂、字畑中、字永作、字十良田、字赤井堂、字堰場、字小鉢内、字辰ノ口、字小柳、字柳ヶ入、字萁ノ内山、字宝直、字中ノ内山の一部、字西吉ヶ作山の一部、字宝直山の一部、字出渡釜山の一部、字小池田山の一部、字東犬飼山の一部、字西犬飼山の一部、字深田山の一部、字伝上の一部、字伝上山の一部
	伊達市月館町御代田	字堀ノ内入山、字堀館山、字夢見の郷、字男鹿山、字入男鹿作、字孤鹿山、字貉作、字貉作入、字渋谷、字平場、字中之作、字上関、字関ノ下、字南、字堀ノ内、字金谷、字川原、字飯森、字堀川、字姥ヶ懐、字菖蒲沢、字広畑、字竹之内、字旭作、字作ノ内、字松山入、字門ノ内、字馬

		場、字殿内、字高屋敷、字古跡、字道ノ前、字岩内、字月崎、字四舛田、字平内、字居集、字六角、字北、字東、字月崎山、字大平、字岸北、字柿作、字久保、字向照内、字前柳、字中ノ町、字越田、字平、字岩内越、字扶桑畑、字茶田、字北窪、字平山、字境ノ目、字関ノ沢、字下ノ内、字余所内、字女鹿作、字下男鹿作、字深沢、字女鹿山、字深田、字春山、字西、字横川、字泉河原、字白山、字新堀ノ内、字館山の一部、字松山の一部、字大窪の一部
伊達市月館町糠田		字大向、字口明石山、字下釜、字政所、字道閑敷、字窪田、字大平、字曲堀、字伝上、字下ノ窪、字西活山、字坂下、字上ノ内、字八斗内、字杉内、字中田、字西勝沢、字川原前、字宮下、字糠塚、字割田、字宮前、字畑中、字楮畑、字上ノ坊、字美内、字中ノ内、字柿ノ内、字堂ノ脇、字北ケ作、字引田、字早稲田、字館山、字天坂、字袖ノ坊、字後田、字天平、字行人山、字元苗内、字檀ノ越、字屋敷、字大藪、字養中内、字三斗蒔、字坊田、字山ノ神、字小次郎付、字札中内、字百目木、字新杉内、字新糠塚、字札中内山の一部、字百目木山の一部、字福賀松山の一部、字福賀山の一部、字窪田山の一部、字大平山の一部、字曲堀山の一部、字後曲堀の一部、字入山神の一部、字権兵エ山の一部、字田上山の一部、字吉作山の一部、字林越の一部
伊達市月館町下手渡		字原田、字原、字北田、字天平、字樋ノ口、字谷地、字並栲、字坂本、字堤入、字上代、字寺窪、字根廻、字岩巡、字口明石、字岩崎、字町、字冷田作、字館、字一里段、字北ケ作、字槻木、字初森の一部
伊達市月館町上手渡		字糠田越、字男館石、字館石、字砂子内、字尼石、字内金石の一部、字林越山の一部、字館石山の一部、字稻荷山の一部、字羽山の一部

別表第2（第24条関係）

（単位：円）

メーター口径	基本料金（1箇月につき）	従量料金（1箇月につき）
13mm	1,320	181.50
20mm	2,530	
25mm	3,740	269.50

30mm	5,500
40mm	9,680
50mm	15,840
75mm	35,750
100mm	66,000
150mm	151,030

別表第3（第31条関係）

（単位：円）

メーター口径	加入金の額（1件につき）
13mm	66,000
20mm	165,000
25mm	275,000
30mm	407,000
40mm	781,000
50mm	1,100,000
75mm	3,300,000
100mm	5,500,000
150mm	市長が定める額